

役員及び評議員の費用弁償に関する規則

(2008年4月7日制定)
最終改正 2018年11月16日

(目的)

第1条 この法人規則は、社会福祉法人プレイズザロード(以下「法人」という。)定款(2008年4月7日制定)第9条及び第14条の規定に基づき、役員及び評議員の費用弁償に関する事項を定めるものである。

(定義等)

第2条 この法人規則において、次の各号掲げる用語の定義は、当該各号の定めによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事を言う。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれた者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与其他法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬は、定款の定めにより無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員が、理事長の招集により法人の業務上会議等に出席する場合、別表に定める交通費を支給する。

2 役員が、法人の業務上出張する場合は、旅費支給規則(2009年5月15日制定)を適用する。

3 役員が、第1項に定める会議等に出席、又は前項に定める出張をする場合、前項の規定のみを適用する。

(公表)

第5条 法人は、この規則をもって社会福祉法第59条に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第6条 この法人規則の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

1 この法人規則は、2008年4月1日から施行する。

2 この法人規則施行後から2009年3月31日までの間は、別表に定める額は支給しない。

附 則(2009年5月15日制定)

この法人規則は、2009年5月15日から施行する。

附 則(2018年11月16日制定)

この法人規則は、評議員会の決議日(2018年11月30日)から施行し、同年4月1日から適用する。

別表

職名	費用弁償の額	備考
理事長	5,000 円	
理事・監事・評議員	3,000 円	

備考1 費用弁償の額には、所要の交通費を含む。

2 通常食事をする時間帯の会議等開催にあつては、別途食事を支給することができる。